

議案第56号

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(設置)

第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供するほか、林業従事者に研修等の場を提供することにより、森林及び林業に対する理解の促進を図り、もって広く県民の保健及び休養並びに林業の振興に資するため、鳥取県立二十一世紀の森（以下「二十一世紀の森」という。）を鳥取市に設置する。

(設置)

第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供し、もって森林及び林業に対する理解を促進するとともに、広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取県立二十一世紀の森（以下「二十一世紀の森」という。）を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、二十一世紀の森に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 二十一世紀の森（知事が別に定める区域を除く。）の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、二十一世紀の森の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、二十一世紀の森を活用し、森林及び林業に対する理解を促進するための事業を実施すること。
- (2) その他知事が二十一世紀の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(開園時間及び休園日)

第6条 二十一世紀の森の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 二十一世紀の森の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の開園時間及び前項の休園日を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第7条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館又はとっとり林業技術訓練センター（以下「実習館等」という。）を利用するようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 略

(2) 実習館等の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

(利用の許可)

第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 略

(2) 林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

(行為の制限等)

第8条 二十一世紀の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 二十一世紀の森の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (5) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) たき火をすること。
- (8) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (9) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (10) 指定管理者の許可を受けないで、貼り紙、貼り札その他の広告物を設置すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者

に対しては、二十一世紀の森への入園を拒み、又は二十一世紀の森からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、二十一世紀の森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、二十一世紀の森の管理上支障

がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 二十一世紀の森の利用に係る料金（以下「利用料金」とい
う。）は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に關
する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理
者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やか
に当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に
従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

(規則への委任)

第4条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及び新条例第6条、第11条第2項又は第12条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例第3条の規定による利用の許可は、新条例第7条の規定による利用の許可とみなす。